

理 由 書

令和5年3月29日設定

(福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号)に基づく「申請に対する処分」)

1 「公文書の開示請求に対する処分」(第11条第1項及び第2項)

- ・標準処理期間を設定しない理由
処分の期限が「法令の定め」に尽くされているため。